

2 金融関係

ア 銀行

規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
23信託銀行が行う公告における電磁的方法(インターネット)の利用(金融庁、法務省)	信託銀行が行う次の(a)～(c)の公告について、電磁的方法(インターネット)の利用を可能にするための検討を行い、結論を得る。 (a)定型的信託契約に係る約款変更時の公告		検討開始	検討・結論	(金融庁、法務省) (a)「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の施行に伴う政省令改正(平成18年5月1日施行)において措置済。	
	(b)貸付信託に係る信託契約の締結時・信託約款の変更時の公告				(金融庁、法務省) (b)の貸付信託に係る公告に関しては2006年3月に電子公告を可能とする内容を含む「信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」を第164回通常国会に提出。	
30銀行における電磁的方法による決算公告等の許容(金融庁)	商法同様、銀行にも電磁的方法による決算公告を許容するとともに、平成15年度中に商法改正法案の提出が予定されている「公告一般の電子化」の措置の際にも同様の手当てを行うことについて検討し、結論を得る。			検討・結論	(金融庁) 決算公告を電磁的方法により行うことを可能とすることについては、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)により措置済み。	
31店舗の営業時間規制の撤廃(金融庁)	店舗の営業時間規制(午前9時から午後3時まで)を撤廃することについて検討し、結論を得る。			検討・結論	(金融庁) 当座預金を行っていないなど利用者利便を損なわず決済システムに支障がないと認められる営業所に係る営業時間の規制については、銀行法等の一部を改正する法律の施行に伴う政省令改正(平成18年4月1日施行予定)において措置する。	
32出張所(臨時若しくは巡回型の施設又は無人の設備を除く)の休日に係る規制の緩和(金融庁)	出張所における銀行法上の法定休日以外の日を休日とすることについて規制を緩和することについて検討し、結論を得る。			検討・結論	(金融庁) 当座預金を行っていないなど利用者利便を損なわず決済システムに支障がないと認められる営業所に係る営業時間の規制については、銀行法等の一部を改正する法律の施行に伴う政省令改正(平成18年4月1日施行予定)において措置する。	

イ 協同組織金融機関

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期					
		13年度	14年度	15年度			
協同組織金融機関（信用金庫等）に係る規制緩和（金融庁）	協同組織金融機関の意義や在り方について、今日的な観点から早急に検討を行い、こうした議論を踏まえて、以下について具体的な論点を整理する。						
	b 信用金庫の卒業生金融制度の見直し 信用金庫の協同組織性を損なわない範囲で認められている員外貸出しの枠内で、企業規模の拡大に伴い信用金庫の会員資格を失ういわゆる「信用金庫の卒業生」に対する貸出しを恒久的に認めることについて検討する。	検討（13年度以降）	検討	検討		（金融庁） 卒業生金融制度は、会員が会員資格の範囲を超えて規模が大きくなった法人等に対して、協同組織性を踏まえ、一定期間に限り、例外的に取引の継続を認めている信用金庫独自の特例措置である。これを恒久化することは、信用金庫の協同組織性を否定することにつながりかねない問題であり、措置困難であるとの結論に達した。	
	d 信用金庫の業務方法書の廃止 信金法に基づく業務方法書を廃止することについて検討し、結論を得る。	検討（13年度以降）	検討	検討・結論		（金融庁） 業務方法書は、信用金庫及び信用組が実際に行う業務についての基本的な内容を定めたものである。業務方法書の必要性について、検討を行った結果、協同組織金融機関の個別の業務実態を把握する上で、監督上必要不可欠なものであること、他業態（保険、証券、信託等）においても監督手法の一つとして幅広く採用されていることなどから措置困難であるとの結論に達した。	
信金法に基づく業務内容方法書の廃止（金融庁）	信金法に基づく業務内容方法書を廃止することについて検討し、結論を得る。			検討・結論		（金融庁） 信金法に基づく業務内容方法書の廃止については、銀行法等の一部を改正する法律（平成17年法律第106号。平成18年4月1日施行予定）において措置した。	
信用金庫における議決権のIT化（金融庁）	平成13年改正商法における株式会社同様に、信用金庫及び信用金庫連合会の会員についても、電磁的方法での議決権の行使を認めることについて検討し、結論を得る。			検討・結論		（金融庁） 信用金庫における議決権の電磁的方法による行使については、会社法整備法（平成17年法律第87号。平成18年5月施行予定）において措置した。	

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
協金法に基づく業務内容方法書の廃止 （金融庁）	協金法（協同組合による金融事業に関する法律）に基づく業務内容方法書を廃止することについて検討し、結論を得る。			検討・結論	（金融庁） 協金法に基づく業務内容方法書の廃止については、銀行法等の一部を改正する法律（平成17年法律第106号。平成18年4月1日施行予定）において措置した。	

工 保険

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
27 保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為についての明確化 （金融庁）	<p>保険業法および同施行規則に規定されている保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為の構成要件を明確にすることにより、保険会社や保険募集人等の活動への萎縮効果の防止および消費者の利便性の向上並びに保険契約者保護を図る観点から、特別利益の提供の禁止や保険契約内容等についての比較広告規制等については、</p> <p>）今後ノーアクションレター制度の活用等により積み重ねられた事例について適宜事務ガイドラインに例示として追記する。</p>			措置（事例に基づき追記）	（金融庁） ノーアクションレター制度が活用され、適切な事例が蓄積された場合においては、適宜「保険会社向けの総合的な監督指針」に追記することとしている。	